

保護者様

熊本県立人吉高等学校長

感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、「学校保健安全法」により出席停止となります。御家庭におかれましては、主治医の指示に従い適切に処置されますようお願いいたします。右の証明書を主治医に記入していただき、回復後登校した際に担任へ提出してください。

【学校において予防すべき感染症と出席停止期間】

種類	出席停止期間
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群、	治癒するまで
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

主治医様

お手数をおかけしますが、下記の証明書の記入をよろしくお願いいたします。

出席停止証明書

熊本県立人吉高等学校

年 組 号 氏名

1 診断名

2 出席停止を要する（要した）期間

令和 年 月 日 曜 から

令和 年 月 日 曜 まで () 日間

3 その他の指示事項

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

提出の流れ

- ①担任にサインをもらう。
- ②生徒が保健室に提出する。

確認欄	担任	保健室